仙台まちづくり若者ラボ企画・運営業務委託に係る

記載例

共同企業体 協定書

　（※法人・団体名を記入）、（※法人・団体名を記入）は、仙台まちづくり若者ラボ企画・運営業務（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、業務を円滑に実施する共同企業体を結成するため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、本業務を共同連帯して実施するにあたり、互いに信義に従い誠実に業務を履行し、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（名称）

第２条　共同企業体の名称は、「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」（以下「本企業体」という。）とする。

（協定の期間）

第３条　本協定の期間は、　年　月　日から令和８年３月３１日までとする。

（構成員）

第４条　本企業体の構成員は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| ［代表者］ |  |
| ［構成員］ |  |

（事務所の所在地）

第５条　本企業体の事務所は、代表者の事務所内に置く。

（代表者の権限）

第６条　代表者は、本企業体を代表し、本業務に関し構成員から委任を受けた次に掲げる権限を有するものとする。

（１）発注者及び監督官庁等と折衝する権限

（２）代表者の名義をもって見積、入札及び契約締結並びに本業務係る業務委託料の請求及び受領をすることに関する権限

（３）その他本業務の遂行に関して必要となる一切の事項を執行する権限

（業務等の分担）

第７条　本業務に関する構成員の業務等の分担は下表のとおりとする。構成員は、それぞれの分担業務等を誠実に実施し、必要に応じて相互に協力し合うとともに、本業務の遂行について連帯して責任を負う。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員 | 業務等分担内容 |
|  |  |
|  |  |
| 構成員が共同で行うもの |  |

（業務等にかかる費用の分担）

第８条　次に掲げる業務等の実施にかかる費用については、各構成員が資金又は労力の拠出により等分で負担する。

（１）

（２）

（構成員相互の責任分担）

第９条　構成員がその分担業務等に関し、仙台市及び第三者に与えた損害は、代表者の統括のもと、当該構成員がこれを負担する。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき、関係構成員が協議して決めるものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１０条　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（構成員の脱退の制限）

第１１条　構成員は、本協定が完了する日までは脱退することができない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１２条　本企業体が解散した後においても、本業務実施につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１３条　本協定書に定めのない事項、若しくは疑義を生じた事項については、構成員相互もしくは発注者との協議において定めるものとする。

以上、本協定の証として、本書　　通を作成するとともに各通に構成員が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。（うち１通は、仙台市への提出分とする）

年　月　日

|  |  |
| --- | --- |
| ［代表者］ | 住所（所在地）  称号又は名称  代表者職氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| ［構成員］ | 住所（所在地）  称号又は名称  代表者職氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |